

新発田市住宅用太陽光発電システム設置支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太陽光発電システムの導入を促進することにより、地球温暖化防止対策及び持続可能な社会づくりの推進を図るため、住宅用に太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内で住宅用太陽光発電システム設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「事業」という。）は、次に掲げる条件を満たす太陽光発電システム（以下「対象設備」という。）の設置とする。

- (1) 住宅の屋根等に設置する太陽電池による発電設備であって、低圧配電線と逆潮流有りで連系するものであること。
- (2) 太陽電池モジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所その他の中立かつ公正な第三者機関による認証を受けたものであること。
- (3) 太陽電池モジュールの公称最大出力（日本産業規格又は I E C 等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。以下同じ。）の合計値又はパワーコンディショナの定格出力（日本産業規格又は I E C 等の国際規格に規定されている太陽光発電システム用パワーコンディショナの定格出力をいい、複数のパワーコンディショナを設置する場合は系列ごとに当該値を合計した数値とする。以下同じ。）のいずれか小さい方の値が 10 キロワット未満であるものであること。
- (4) 自立運転機能を有するものであること。
- (5) 未使用品であるものであること。

(交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、自らが居住し、又は居

住する予定の市内の住宅（店舗等との併用住宅である場合は、居住部分の床面積が住宅の床面積の2分の1以上であるものに限る。）に太陽光発電システムを設置しようとする個人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 実績報告提出日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 当該年度の3月15日までに電力会社と電力受給契約を締結する者であること。
- (4) 対象設備によって得られた電力を自ら使用する者であること。
- (5) 交付決定を受けた後に対象設備の設置工事に着手する者であること。
- (6) 申請者以外に当該住宅の所有者がいる場合は、当該所有者の承諾書を提出できる者であること。
- (7) 対象設備の設置工事の一部又は全部を市内に営業所のある業者に発注する者であること。
- (8) この要綱による補助金を交付されたことがない者であること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、5万円に太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の値のいずれか小さい方の値（単位はキロワットとし、小数点以下2桁未満を切り捨てるものとする。）を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）とし、15万円を上限とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新発田市住宅用太陽光発電システム設置支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 市税の納税証明書
- (2) 対象設備の仕様書（構成する機器の型式、規格及び数量等が確認できるもの）

- (3) 建築工事請負契約書の写し（建築物の新築に際して申請する場合）又は対象設備の設置工事請負契約書の写し（既存の建築物に関して申請する場合）
- (4) 対象設備を設置する予定の住宅の位置図
- (5) 対象設備を設置する予定箇所（新築の場合は敷地）の現況を示すカラー写真
- (6) 太陽光パネルの配置予定図
- (7) 対象設備を設置する住宅に申請者以外の所有者がいる場合は、当該所有者の承諾書
- (8) その他市長が必要と認める書類
（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上、補助金の交付の可否を決定し、新発田市住宅用太陽光発電システム設置支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）又は新発田市住宅用太陽光発電システム設置支援事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に対して通知するものとする。

2 市長は、必要に応じて、補助金の交付について条件を付することができるものとする。

（計画等変更）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、交付決定を受けた後において、次に掲げる事項に変更があったときは、新発田市住宅用太陽光発電システム設置支援事業変更届（別記第4号様式）に変更の内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金申請書に記載した太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の値の変更
- (2) 太陽光発電システムのメーカー、太陽電池モジュールの型番又はパワーコンディショナの型番の変更

(3) その他市長が定める変更

(計画の中止)

第8条 決定者は、交付決定を受けた事業を中止しようとするときは、速やかに新発田市住宅用太陽光発電システム設置支援事業中止報告書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(実績報告)

第9条 決定者は、事業を完了した日から30日以内又は3月15日のいずれか早い日までに新発田市住宅用太陽光発電システム設置支援事業実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の設置に係る領収書の写し
- (2) 領収書の内訳がわかるもの
- (3) 対象設備を構成する機器の設置状況を示すカラー写真
- (4) 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類
- (5) 市内に営業所がある業者が設置工事を行ったことが分かる書類
- (6) 口座振込申出書（口座名義人は決定者であること。）
- (7) 住民票の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(審査等及び確定通知)

第10条 市長は、前条の規定による事業の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査を行った上、適当と認める場合は、新発田市住宅用太陽光発電システム設置支援事業補助金確定通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 決定者は、補助金の交付を受けて取得した太陽光発電システムを、

補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し又は貸し付けてはならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の申請に関し不正な行為があったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

平成25年 4月 1日制定

平成25年 4月 1日施行

平成26年 6月17日改正

平成26年 4月 1日施行

平成28年 3月 1日改正

平成28年 4月 1日施行

平成29年 2月10日改正

平成29年 4月 1日施行

平成29年10月27日改正

平成29年10月27日施行

平成31年 4月 1日改正

平成31年 4月 1日施行

令和 2年12月28日改正